

相続人が海外に居住

相続コンサルティング
での事例です。
ご主人が亡くなられた
のですが、ご夫婦だけで
お子さんがいらっしゃる
という案件でした。
遺言書がありませんでし
たので、法定相続分で遺
産分割手続きを行う必要
がありました。直系尊属
の方が亡くなっていらっ
しゃったので、奥さんと
ご主人の妹さんと弟さん
のお子さん達(弟さんは
既に亡くなってしまし
た)が相続人となりました。
問題は、ここからです。
弟さんのお子さんは3
人で、うちお一人が海外
にお住まいでした。連絡
を取ってもらったので
が、仕事が忙しく日本に
は当分戻れないというこ
とでした。このような場
合でも遺産分割協議書
を作成し、相続人が全員
署名捺印しなければなり
ません。

日本に戻るのはいつに
なるか分からないとい
うことになる、事情を説
明して遺産分割協議書
を送って署名捺印をして
もらうという方法を取
ります。日本国内に在住
の方は印鑑証明書を取
得していただきます。
しかし海外には印鑑証
明書という制度は存在
しません。しかし、遺産
分割協議書には添付しな
ければなりません。この
ような場合には、現地の日

館に備え付けの書類で申
請し、本人の署名である
という証明書を発行して
もらいます。

どちらの形式も、郵送
などで発行してもらっ
とできないので、本人
が出向いて発行してもら
う必要があります。遺産
分割協議書が整うまで
相当時間がかかります。

また、遺産分割協議書
には、相続人の氏名と併
せて住所も記載します
が、その住所が正しいと
いう証明として印鑑証明
を添付します。署名証明
(サイン証明)には住所
の記載はありませんの
で、別途「在留証明書」
を発行してもらう必要が
あります。

以前にも書きました
が、金融機関では、相続
手続きに際して相続人が
法的には問題無い書類を
提出しても、内規の関係
で法的には必要な書類
にも、法定相続人の署名
捺印を求めている場合が
ありますので、二度手間
にならないように事前に
確認を取っておく必要が
あります。

このように、相続人の
中に海外居住者がいらっ
しゃると手続きが煩雑に
なり、全財産を配偶者が
相続するというような遺
産分割を行う場合には、
他の相続人に負担だけを
掛けることになるので、
事前に遺言書を作成して
おくなど、生前対策は重
要です。

遺言内容に迷いが生じる

相続コンサルティング
の現場で感じることは、
相続はまだ先のこと
という高齢者の方が多い
のが現実だということ
です。

相続の際の各種手続き
には手間がかかり、高齢
者の方は特に煩わしいと
思われる方が多いのでし
ようが、不動産の相続登
記を行わずそのまま放置
しておられるケースが多
く、後々相続トラブルの
原因になる場合も多くあ
ります。相続登記の手続
きは、相続税の申告など
とは異なり義務ではあり
ません。

しかし、相続が起こっ
た際に遺産分割協議の不
調和や単なる懈怠によっ
て相続登記の手続きを行
っていない間に、次の相
続が起こってしまった場
合などには、権利者が変
動し、先ほどの事例のよ
うに海外に居住している
方が相続人になるケース
もあり、遺産分割協議が
一層困難になり手続
きが煩雑になること
も十分あり得ます。

相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役
東 潤一

..... 27

放置すると費用も
時間も無駄になるケ
ースが多いので、生
前に遺産分割対策と
して行うことは必要
だと思えます。

遺言を変えず生命保険を活用

載)の資金を活用して生
命保険に加入し、受取人
を長男以外のお子さんに
指定することで、遺言を
新たに作成しなくても良
いように調整しました。
このような方法を選択
した理由は、長男には子
供の頃から「家を継ぐ」
という意識を植え付けて
きていて、遺言書の不言
事項にもそのように記載
し、生前遺産分割協議の
ような形で相続人全員に
遺言書を見せていたこと
がありました。その遺言
の中身を変えてしまっ
と、トラブルの原因にな
る可能性があるのでは
ないかと、相続対策に欠
かせない、金融商品であ
ることを改めて実感しま
した。

長男に「家を継ぐ」
という趣意から、長男が
財産を多く相続させる内
容になっていたことが、
田をこれまで耕作を依頼
してきた農家の方から譲
り受けたいと懇願されて
売却してしまったこと、
元々実家に戻って農業を
しながら家を継ぐの
ではなく、田は近所
の農家さんに耕作を
お願いし、長男は遠
方から時々戻って来
て家を維持していく
形態を取らざるを得
ない事情だったので
すが、今回、田を売
却したことをきっかけ
に「家を継ぐとい
くことの意義が薄れ
てしまった。家督を
維持していくのにそ
れほど大きな負担が
生じなくなったので、
他の子供達に財
産分与を増やした
い」ということでした。
遺言を新たに作成する
ことも検討しましたが、
長男に相続させる予定
の預貯金(遺言には、金額
については具体的な記載
はせずに、金融機関名と
支店名口座種類のみ記

税理士・井上得四郎氏が主宰する 優績倶楽部 研修会 開催のご案内

参加者募集!!

★毎月、旬なテーマで研修会を開催!

6月のテーマは、『路線価発表と相続/贈与』

- ・不動産の評価はどう変わる?
- ・今有効な相続対策とは?
- ・売り方が変わります!

- ① 2012年、土地の価格はどう動く?
- ② 知らないマズイ 相続の知識
- ③ 贈与に注目! 有効な活用ノウハウをお教えます!

7月以降のテーマは、「これからの相続対策」「経営者の奥さま
攻略」「自社株対策と事業承継」「これからの退職金話」「損
する節税、得する節税」「決算書で生保を売る!」などを予定。

講師は、井上氏
をはじめとする
生命保険に造詣
の深い「元氣塾」
メンバーの税理
士の方々が務め
ます。

● 6月のスケジュール ●

開催日	場 所	時 間
4日	八王子	14:00~16:30
7日	神戸	13:30~16:30
11日*	仙台	13:30~16:30
12日*	盛岡	13:30~16:30
14日	東京	14:00~16:00
20日	金沢	13:30~17:30

《参加費》

優績倶楽部会員は無料。
非会員は12,000円(初回の方に限り3,000円)
*仙台、盛岡は参加費無料。テーマは「逆ハー
タックス徹底研究」「法人向け生保販売の最新
時代」です。

優績倶楽部とは

生命保険を通じて個人若しくは法人の資産の安全、リ
スク対策等に日々貢献している生保営業等の従事者
に、学習と自己研鑽の場を提供し、互いの切磋琢磨に
よりその資質の向上を図り、もって生保営業の業績向
上を図ることを目的とする。

- ①低廉な料金で、優良な研修コンテンツ・機会を提供
会費制による対象の特定、参加型の組織により実現
- ②優良な研修コンテンツ・機会を提供
生保の営業に関わる人間に対する愛情と敬意ある
人間がビジョンで結集
- ③セミナー等の機会を提供
「元氣塾」との連携
《優績倶楽部事業3つの柱》
 - 会員専用HPを通じた各種サービスの提供
 - 2ヶ月に1回の集合研修
(東京地区は毎月開催)
 - 「元氣塾」との連携による顧客向けセミナーの実施
各地で「元氣塾」所属の、生命保険に造詣の深い税
理士の顧客向けセミナーを自身のセールスプロ
セスに織り込むことができます。会員だけが利用
できるネットワークです。

《問い合わせ先》

優績倶楽部事務局 042-621-1261 担当: 関根

詳しい内容・参加お申込みはこちらで

<http://www.yuuseki.com/>